

平成23年8月2日

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

工事請負・委託に関する契約の締結手続きについて

赤磐市における工事請負契約及び建設関係業務委託契約の締結手続きについて、下記のとおりお知らせしますので、契約の際には遺漏なきようお願いいたします。なお詳細につきましては、該当業務の担当課（以下「担当課」という。）でご確認ください。

記

1. 契約書の作成について

- (1) 契約書は原則として受注者において2部作成し、1部に収入印紙を貼付のうえ、落札決定日から14日以内（土、日曜日及び祝祭日を含む。ただし、契約書の作成期限の日が赤磐市の休日を定める条例（平成17年赤磐市条例第2号）第1条に規定する赤磐市の休日に当たるときは、休日の翌日をその期限の日とする。）に担当課まで提出してください。（14日以内に契約書を持参されない場合は、落札の決定を取り消すことがありますのでご注意ください。）
- (2) 契約締結日は、契約の保証が必要なものについては、契約保証書発行日以降の日付、それ以外については、落札決定日から14日以内の日付となります。
- (3) 契約書の記述に訂正がある場合は、該当ページに捨印をお願いします。
- (4) 契約書を袋とじ（「8. 袋とじの仕方について」参照）により作成された場合には、最初と最後のページに割印を、それ以外の場合は全てのページに割印をお願いします。

2. 契約保証関係書類の提出について

契約締結に際しては、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要となります。

(1) 現金納付の場合

担当課まで連絡して頂ければ、納入通知書を発行します。工事終了後、返還請求により返還します。

(2) 現金納付以外の場合

次のいずれかを担当課まで提出してください。

- ・ 保証事業会社（西日本建設業保証（株）など）の契約保証証書（前払保証証書ではありません）
- ・ 金融機関の保証書
- ・ 公共工事履行保証証券

- ・ 履行保証保険
- ・ 利付国債

(3) その他(契約保証金の減免)

赤磐市財務規則(平成17年赤磐市規則第55号)第155条第1項第3号に該当する場合の手続きについては、担当課までご確認ください。

3. 現場代理人等の指名通知書の提出について

本市が発注する建設工事において、現場代理人及び配置技術者等には恒常的雇用関係が義務付けられています。(工事請負契約書第10条第5項及び第6項)

契約手続きの際には雇用関係を確認しますので、健康保険被保険者証の写し等、雇用関係が確認できる書類を添付してください。

また、工事に配置される技術者(主任技術者又は監理技術者)については、資格者証、監理技術者講習修了証の写し等、有資格者であることを確認できる書類を添付してください。

なお、本市では市内業者を対象として、技術者等の登録手続きを行っており、登録のない者が届け出た場合には契約手続きができない場合がありますのでご注意ください。登録手続きについては管財課へお問い合わせください。

4. 前払金について

契約金額が500万円以上の工事請負に関しては、前払金の請求が可能です。前払金用の保証書と、請求書を担当課に提出してください。(金額等は、事前に担当課へ相談してください。)

5. 中間前払金・部分払の選択について

中間前払金の対象工事の契約に当たっては、請求の予定がない場合でも、中間前払金と部分払のいずれかを選択して提出してください。

中間前払金とは、当初の前払金に加え、規定の条件を満たしていると発注者が認定した時に、認定時の請負額の2割以内で追加前払いをする制度です。(ただし、前払金額と中間前払金額の合計が認定時の請負金額の6割を超えることはできません。)

部分払とは、工期の途中で出来形検査を行い、その出来高に応じてお支払いするものです。なお、お支払いできる回数は契約金額により異なります。

部分払の回数は請負金額に応じて、次の回数の範囲内で行います。(ただし、工事の中止その他特別の事情により契約当事者が必要と認めた場合は、この限りではありません。)

(1) 請負金額が1,500万円未満までの工事 1回

(2) 請負金額が1,500万円以上の工事 2回

* 部分払の回数は、毎月1回をこえることはできません。

6. 建設リサイクル推進工事について

建設リサイクル推進工事の場合は、事前に担当課との協議が必要です。その協議の内容

を、契約書の最終ページに記入してください。(詳しくは担当課にお問い合わせください。)

7. コリンズ (CORINS) への登録について

コリンズ (CORINS) への登録は、請負金額が500万円以上の全ての工事で必要となります。詳しくは(財)日本建設情報総合センター (JACIC) のホームページをご参照ください。

8. 袋とじの仕方について

袋とじの作成例

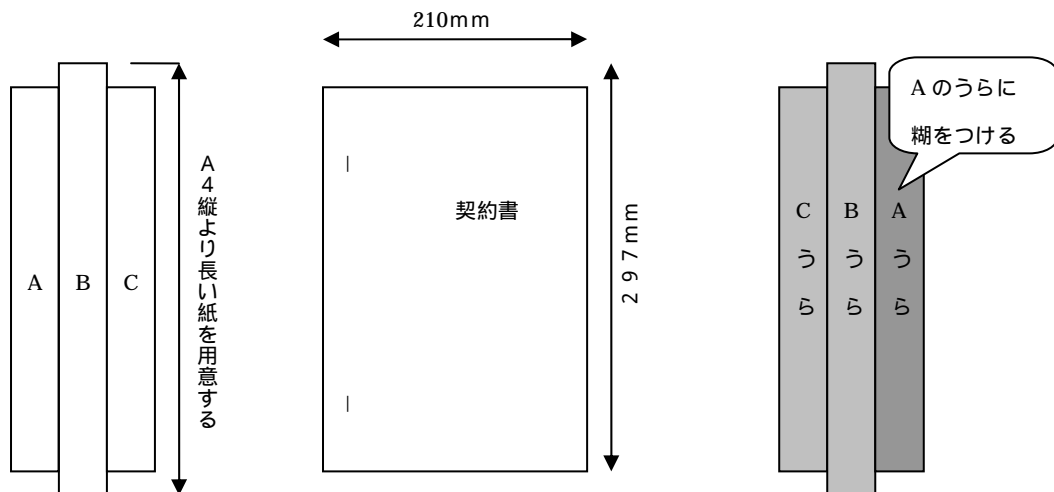
以下は、あくまで一例です。

製本テープ等で「両面をカバーしただけ」のものは「袋とじ」にはなりません。

袋とじ用の紙を
用意する。

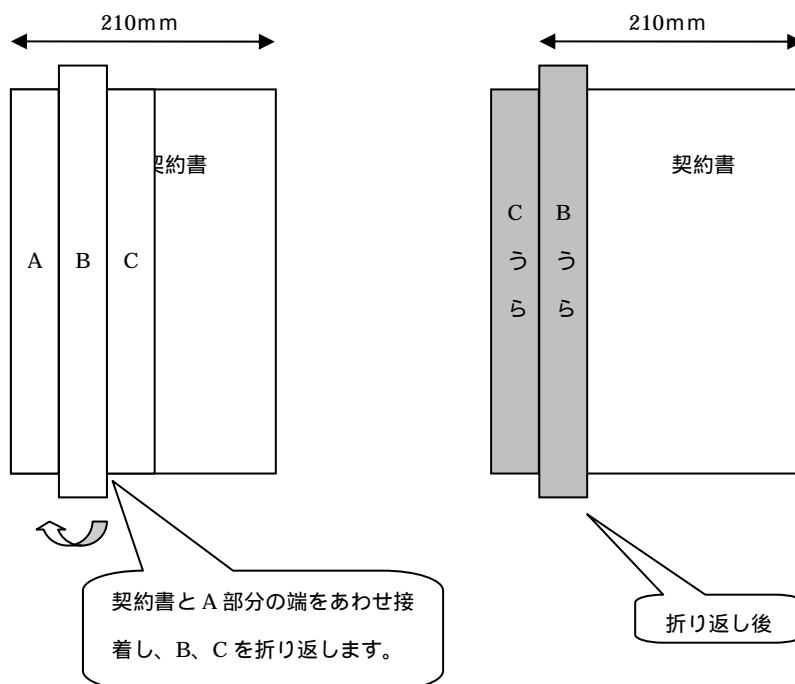
契約書

糊をつける。

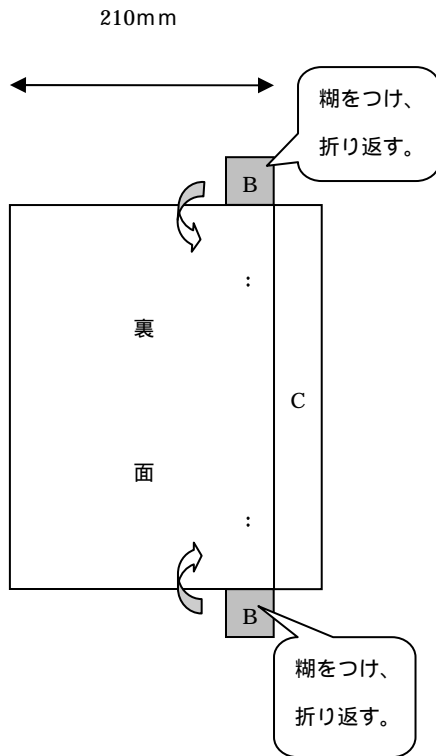


Aを張り合わせる。

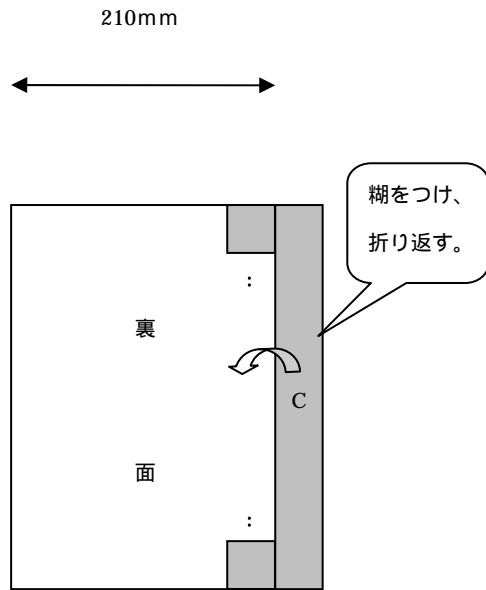
折り返す。



Bを折り返し裏面へ張る。



Cを裏面へ張る。



割印を押印する。

双方の割印を押して完成

